

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県郡山土木事務所において閲覧できます。

令和二年二月二十一日

奈良県知事 荒井正吾

一 許可番号

令和元年十二月六日奈良県指令郡土第二二一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和二年二月七日郡土第六〇三号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

生駒郡安堵町大字東安堵一七二番一〇、一八三番一二及び一八四番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大和郡山市小泉町六七一番地の一三七

株式会社喜多興産 代表取締役 喜多亜希子